

## 第2章 緑づくりの基本方針

### 1. 緑づくりの基本理念

近年では、地球環境問題や身近な自然の減少などの問題に対して、環境保全に役立つ緑が求められるとともに、気候変動対策においても緑が果たす役割や効果が再認識されるなど、緑の潜在能力に対する期待が一層高まっています。

また、区民による公園での花壇づくりや緑を通じた交流では、地域コミュニティの形成が期待されます。人と緑の様々なつながりは、地球環境保全・生物多様性保全・レクリエーション・景観形成・防災などの緑の様々な機能の土台となり、質の向上に寄与します。

そこで、「北区緑の基本計画」では、これまでの理念を引き継ぎながら、人と緑の「つながり」というキーワードを取り入れ、

『ひといきいき みどりいきいき 育てる つながる北区』

をキャッチフレーズとして、区民、事業者、区の参加と協働のもと、緑を保全・創出することにより、より豊かな自然と快適な都市環境を次世代に引き継いでいきます。



## II. 北区の緑の将来像

---

緑の将来像は、区民、事業者、区に共通する緑づくりの目標であり、基本理念に基づく緑づくりによって実現する北区の未来の姿です。本計画は、以下の6つの状態をあわせ持った緑の将来像の実現を目指します。

### ①人と地球にやさしい緑のある都市

- 気候変動やヒートアイランド現象を緩和する緑が育まれ、快適な都市環境が保たれています。
- 台地から地下に浸透した雨水が崖線で湧出し、低地部を流れ、水循環が保全されています。

### ②生きもののにぎわいのある都市

- 崖地樹林や河川敷草地、水辺、公園・緑地などの緑が保全され、生きもののにぎわいを提供しています。
- エコロジカル・ネットワークが形成され、生きものとのふれあいの場が保たれています。

### ③魅力ある公園やふれあえる緑のある都市

- 地域の特性やニーズに応じた公園が整備され、誰もがやすらぎ、楽しめる場が確保されています。
- まちなかで花や緑を育て、生活にうるおいを与えています。

### ④自然・文化を彩る緑のある都市

- 大径木や並木が大切に育まれ、まちなかにうるおいを与えています。
- 崖地樹林や河川敷草地などが保全され、緑の骨格を形成しています。
- 歴史ある公園や庭園、社寺林などが、地域の魅力を引き立てています。

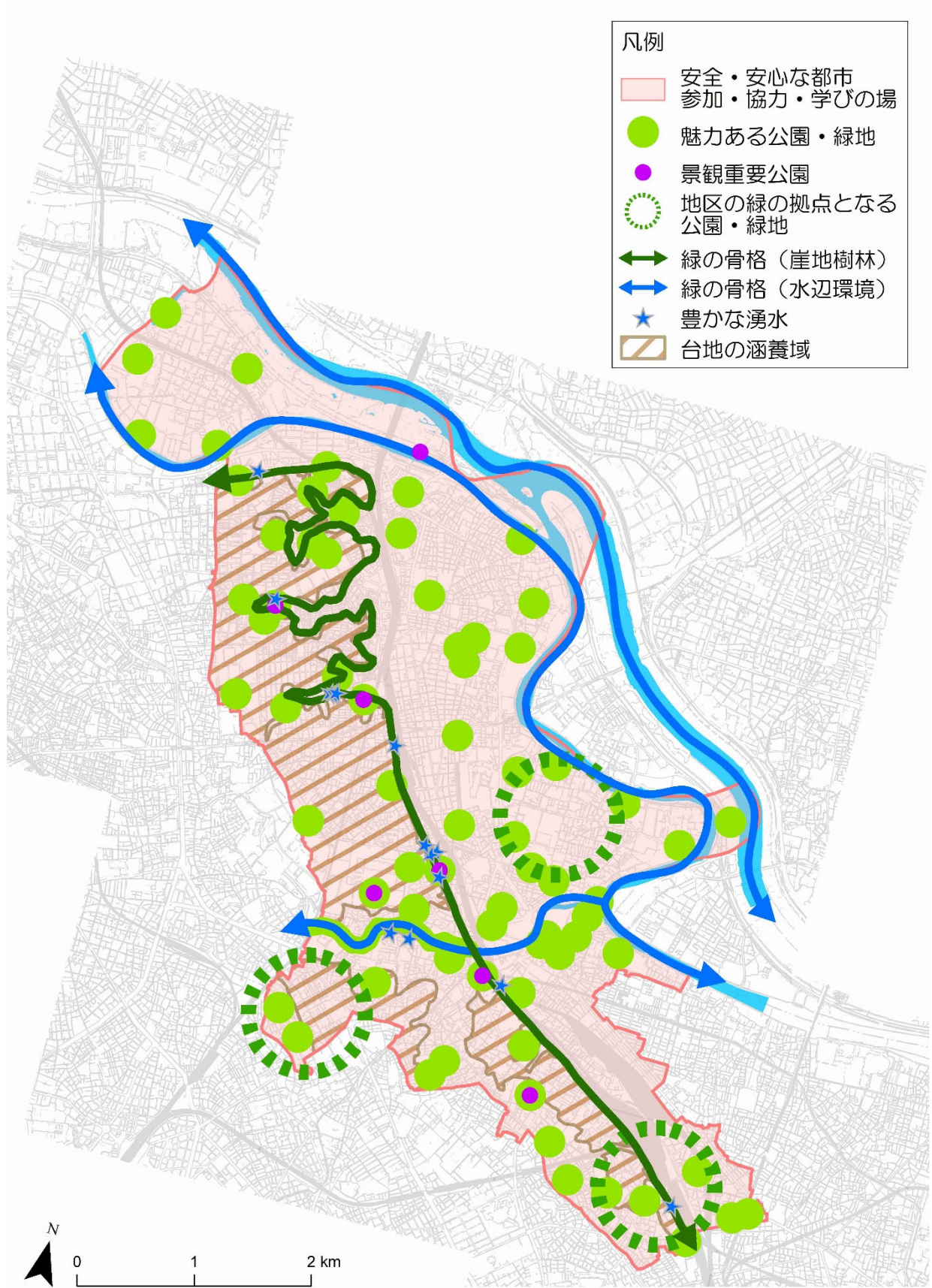
### ⑤安全・安心を高める緑のある都市

- 公共施設や学校、住宅団地などに樹木の植栽が行われ、防災・減災に寄与しています。
- 緑の管理が進み、暮らしの安全・安心が高まっています。

### ⑥参加・協力・学びによる緑のある都市

- 地域で緑を育てたり、環境について学ぶことを通じて、いきいきとした地域コミュニティが形成されています。
- 活動や学習の場が増え、区民、事業者、区の協力関係が促進されています。



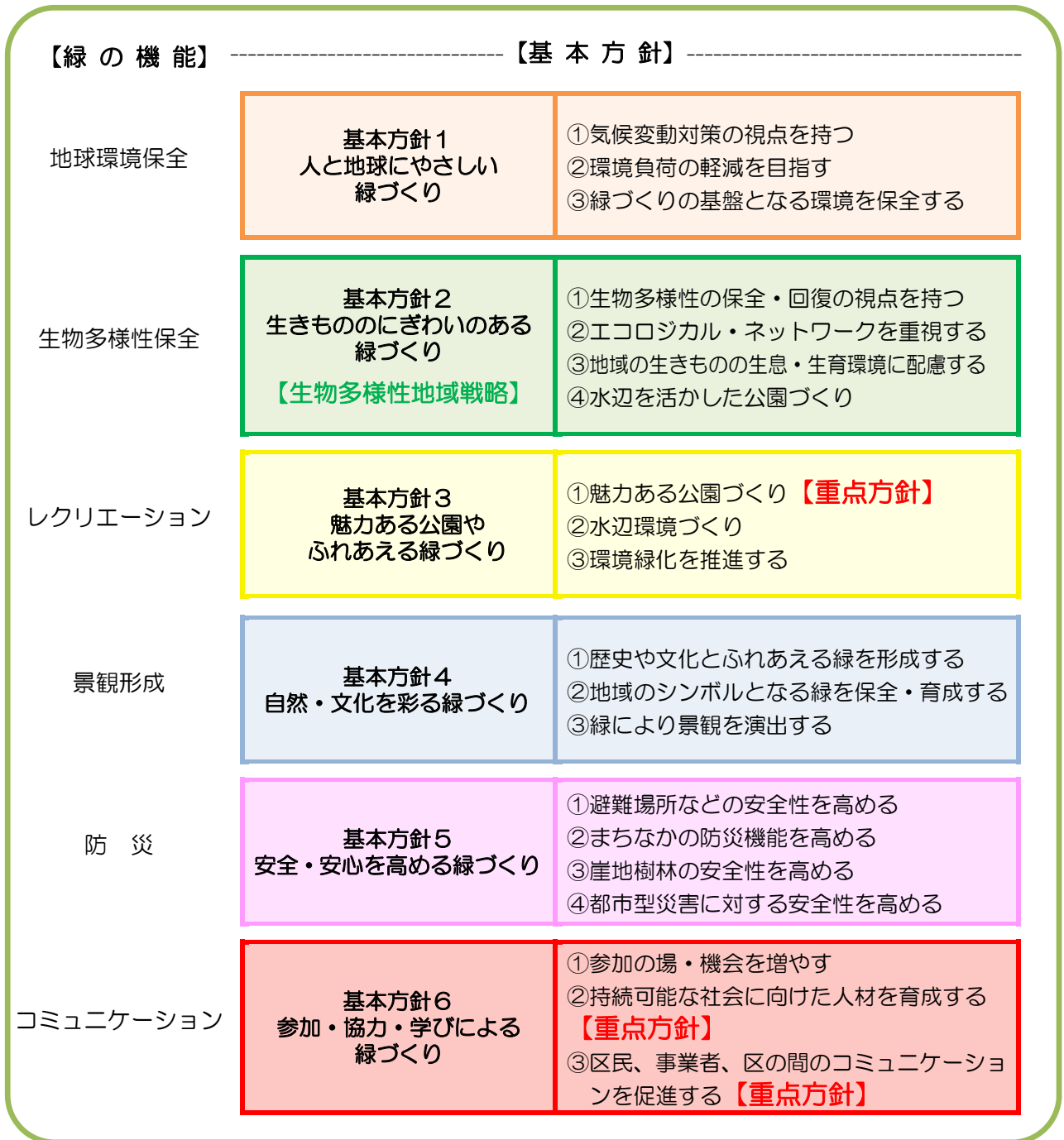


承認番号：31 都市基交著第 15 号

図2-1 北区の緑の将来像

### Ⅲ. 基本方針

北区が重視する地球環境保全、生物多様性の保全、レクリエーション、景観形成、防災、コミュニケーションの6つの緑の役割に基づく緑の課題を解決し、より暮らしを豊かにしていくグリーンインフラとしての多面的価値を区民が享受できるように、「緑づくりの基本理念」を実現するための基本方針を示します。





## 本計画の特徴

### ■「生物多様性地域戦略」としての位置づけ

基本方針のうち、「基本方針2. 生きもののにぎわいのある緑づくり」と、この方針に特に関連の深い緑づくりの施策「緑を保全する施策 (3) 生物多様性の保全と回復」(P.70)の内容をもって、「生物多様性地域戦略」として位置づけます。

またすべての施策には、生物多様性に配慮した項目が含まれています。

### ■重点方針の設定

区民意識調査の結果、区が優先すべき取り組みとして、最もニーズが高く、またうるおいのある魅力的な都市空間の整備に大きく貢献する、公園・緑地などのオープンスペースの整備・充実のため、「基本方針3. 魅力ある公園やふれあえる緑づくり」の「①魅力ある公園づくり」を重点方針の1つとして位置づけます。

更に、緑づくりへの関わりを拡大させ、区民、事業者、区の参加と協力のもと計画を推進するため、「基本方針6. 参加・協力・学びによる緑づくり」の「②持続可能な社会に向けた人材を育成する」と「③区民、事業者、区間のコミュニケーションを促進する」を2つ目の重点方針として位置づけます。

## 基本方針1. 人と地球にやさしい緑づくり

### ■位置づけ

緑の将来像の実現のため、二酸化炭素吸収などの気候変動の緩和策や、健康・防災分野などの潜在的適応策となる緑づくりにより、都市の快適な環境を保つこと、台地から地下に浸透した雨水の水循環を保全していくことに向けた方針です。

### ■方針の概要

緑は、大気浄化や気象緩和、省エネルギー効果といった多機能を持ち、身近な環境のみならず地球環境の保全にも大きく関わります。緑を活用することにより、暮らしやすい都市環境の形成を図ります。

#### ① 気候変動対策の視点を持つ

- 気候変動における緑の重要性を正しく理解し、その有効活用を目指します。
- 都市建築物の緑化を重視し、省エネルギー推進の一助として推奨します。
- 樹木の二酸化炭素吸収効果、植物や土壌の炭素ストックとしての役割を重視します。



支持材を用いた壁面緑化

#### ② 環境負荷の軽減を目指す

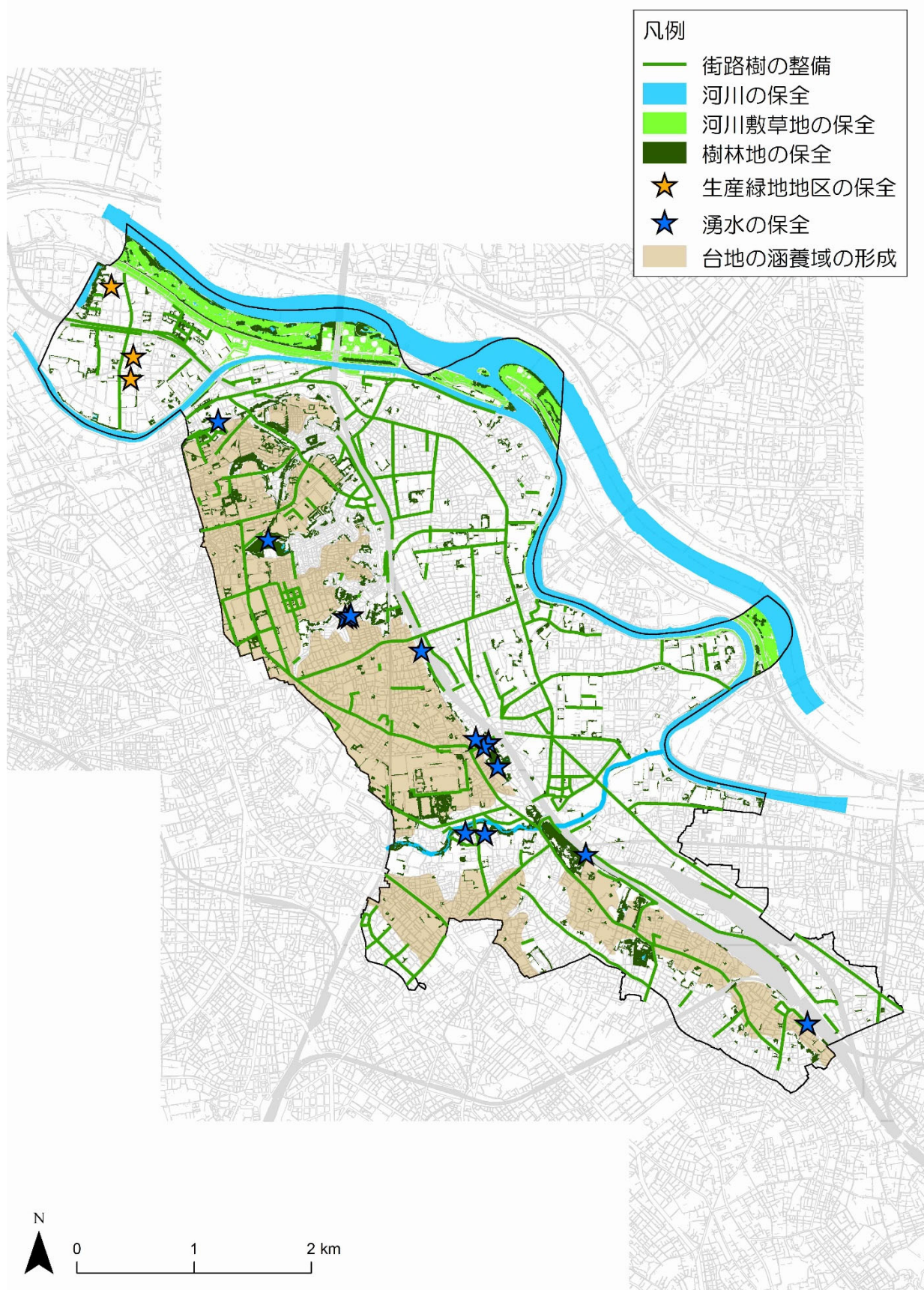
- ヒートアイランド対策として、緑のオープンスペースや街路樹整備、水辺環境の保全などを進めます。
- 河川や樹林地、生産緑地などの既存の緑の保全に努めつつ、それらにつながる新たな緑の創出も行っています。
- 屋上緑化や壁面緑化、生垣などによる公共施設および民間施設、民有地の積極的な緑化を促します。
- 各家庭の庭やベランダなど、まちなかの緑化を推進します。



適正に管理された生垣

#### ③ 緑づくりの基盤となる環境を保全する

- 涵養域となる台地の地下浸透能力を高め、湧水の保全に努めます。
- 水循環の根幹である河川環境の保全に努めます。



承認番号：31 都市基交著第 15 号

図2-2 地球環境保全に関する方針図



## 基本方針2. 生きもののにぎわいのある緑づくり 【生物多様性地域戦略】

### ■位置づけ

緑の将来像の実現のため、生きもののにぎわいを提供する樹林地や水辺環境、公園・緑地などの緑を保全し、生きものとのふれあいの場となるエコロジカル・ネットワークを形成していく方針です。

この方針と、方針に特に関連の深い緑づくりの個別施策の内容をもって「生物多様性地域戦略」として位置づけます。

### ■方針の概要

緑は、動植物が生息・生育・繁殖する環境を提供して、豊かな生態系を育みます。生きものが緑をいかに利用しているかに着目し、生物多様性の保全と、都市環境における生態系の回復につながる緑づくりを行っていきます。

#### ① 生物多様性の保全・回復の視点を持つ

- 生物多様性における緑の重要性を正しく理解し、その保全・創出に努めます。
- 生きものが自然環境をどのように利用するかを踏まえた緑づくりをし、常に自然環境の向上を意識します。
- 区民や事業者が、生物多様性にふれ、守り、伝えることができる機会を増やします。

#### ② エコロジカル・ネットワークを重視する

- 樹林地や河川敷、公園といった規模の大きい緑の保全と質の向上を図るとともに、まちなかの崖線や河川、街路樹などが生きものの移動空間となるように、「緑の回廊（コリドー）」の確保に努めます。
- 緑の骨格や拠点に隣接して存在し、これらが安定して存続するために必要な緩衝地帯として市街地の緑を保全・創出していくことで、エコロジカル・ネットワークの形成を図ります。

#### ③ 地域の生きものの生息・生育環境に配慮する

- 生きものの生息地（ハビタット）の保全・創出に努め、地域の在来種を、その群落と共に保全します。
- 地域本来の生態系に影響を与えるような外来種への対策を推進します。

#### ④ 水辺を活かした公園づくり

- 水辺を有する既存の公園を含めて、景観やレクリエーションのためだけでなく、生物多様性の保全の観点からも、「公園における水辺環境」のあり方を見直します。

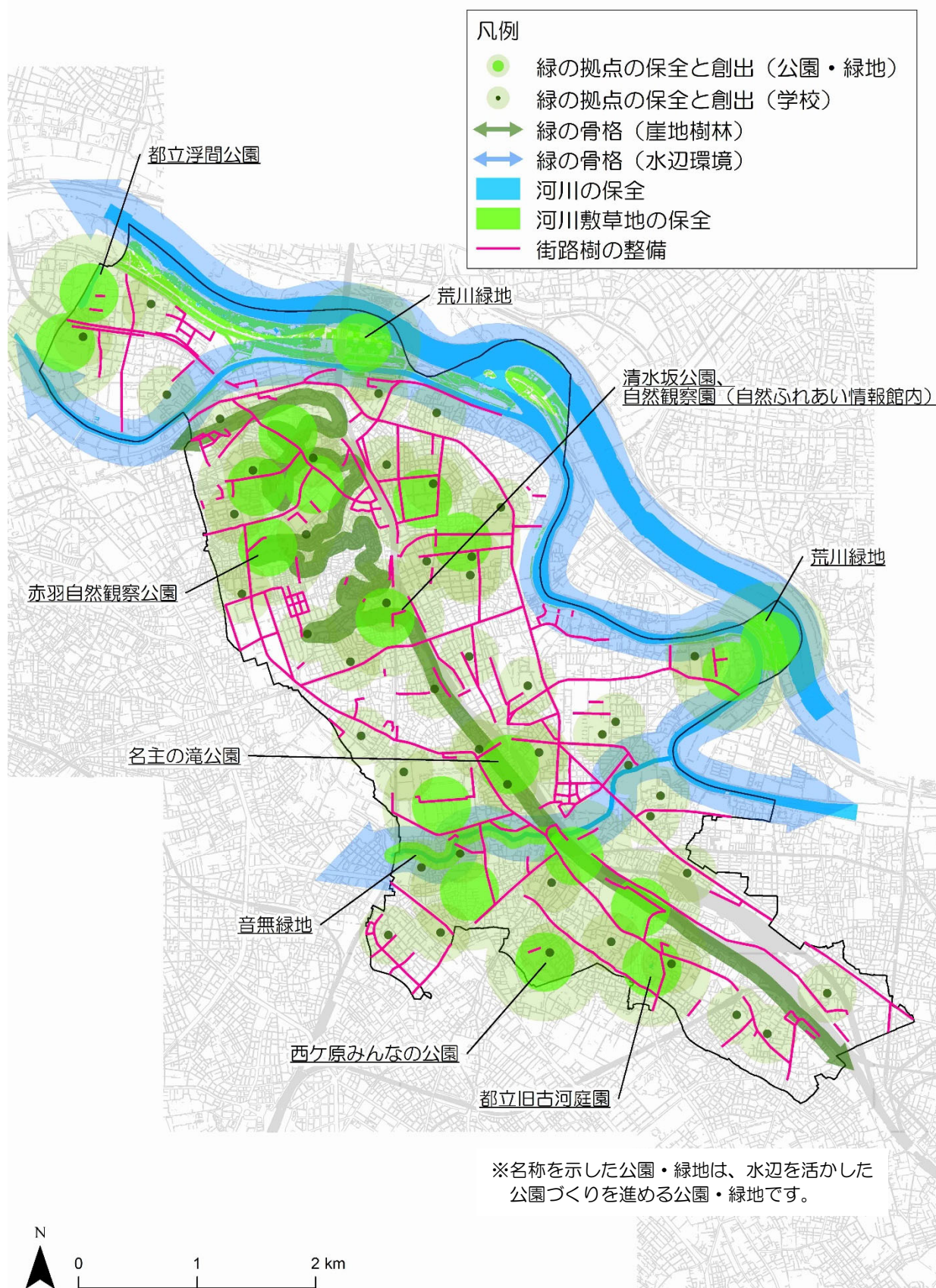


図2-3 生物多様性保全に関する方針図



## 基本方針3. 魅力ある公園やふれあえる緑づくり

### ■位置づけ

緑の将来像の実現のため、魅力ある公園をつくり、やすらぎの環境を保つとともに、まちなかで緑を育て、生活にうるおいを与えていく方針です。

### ■方針の概要

緑は、スポーツやレクリエーションの場、自然や生きものたちとのふれあいの場を提供してくれます。また、緑を育てることは、人にやすらぎや楽しみを与えてくれます。より多くの人々が自然とふれあい、楽しめるような緑づくりを進めていきます。

#### ① 魅力ある公園づくり【重点方針】

- 既存施設の清潔感や快適性を向上していきます。
- 公園がサードプレイス\*となるような更なるサービスの向上を図ります。
- 比較的規模の大きな公園を中心に、情報発信や維持管理の工夫により、公園の魅力をより一層引き出していきます。また老朽化により近年のニーズに合っていない場合は、コンセプトを再設定・明確化し、利便性や立地条件などから勘案して優先順位の高い公園から、個性ある公園づくりを進めます。



浮間水再生センターの上部空間を利用した新河岸東公園

#### ② 水辺環境づくり

- 荒川、隅田川、新河岸川、石神井川の親水空間の活用について検討し、河川と一体となったまちづくりを推進します。
- 湧水の涵養域である崖線周辺における土地利用転換や開発が行われる際には、既存の樹林地の保全・再生などによる崖線との一体的な緑化を促進するとともに、親しみのある緑の継承を図ります。

#### ③ 環境緑化を推進する

- 各家庭の庭や屋上、ベランダに緑を増やし、地域の緑化を促します。
- 集合住宅や工場など、事業者による大規模な開発が行われる際には、まちなかに豊かさやうるおいを与える緑やオープンスペースの確保を推進します。



助成制度を用いた身近な緑づくり





## 基本方針4. 自然・文化を彩る緑づくり

### ■位置づけ

緑の将来像の実現のため、大径木や街路樹などを大切に育くみ、まちにうるおいを与えること、崖地樹林や河川敷草地などを保全し、骨格的な緑の景観を支えること、また歴史や文化のある公園や庭園、社寺林などを活用することで、地域の魅力を引き立てていく方針です。

### ■方針の概要

崖地に残された緑をはじめ、歴史を感じさせる緑や、地域のシンボルとなる既存の緑を保全・活用します。

- ① 歴史や文化とふれあえる緑を形成する
  - 歴史や文化を象徴する緑の景観の形成を図り、区民の憩いの場として充実を図ります。
- ② 地域のシンボルとなる緑を保全・育成する
  - 社寺林や大径木などの、歴史のある緑を保全します。
  - 街路樹や並木については、必要に応じた更新などにより健全性の確保を図ります。また新たな並木の育成を行い、緑を充実させます。
  - 区内にわずかに残る生産緑地地区を大切に保全し、農のある風景を残します。
- ③ 緑により景観を演出する
  - 区内を縦断する崖線の安全性を考慮しつつ樹林地を保全し、うるおいのネットワーク\*の骨格となる緑の継承を図ります。
  - 河川沿いでは、区民に安らぎを与える空間とするため、緑を充実させます。
  - 鉄道から見える景観については、個性を活かした緑づくりの演出を行います。



音無親水公園



西が丘住宅街の桜並木



王子駅から見える散歩道「飛鳥の小径」



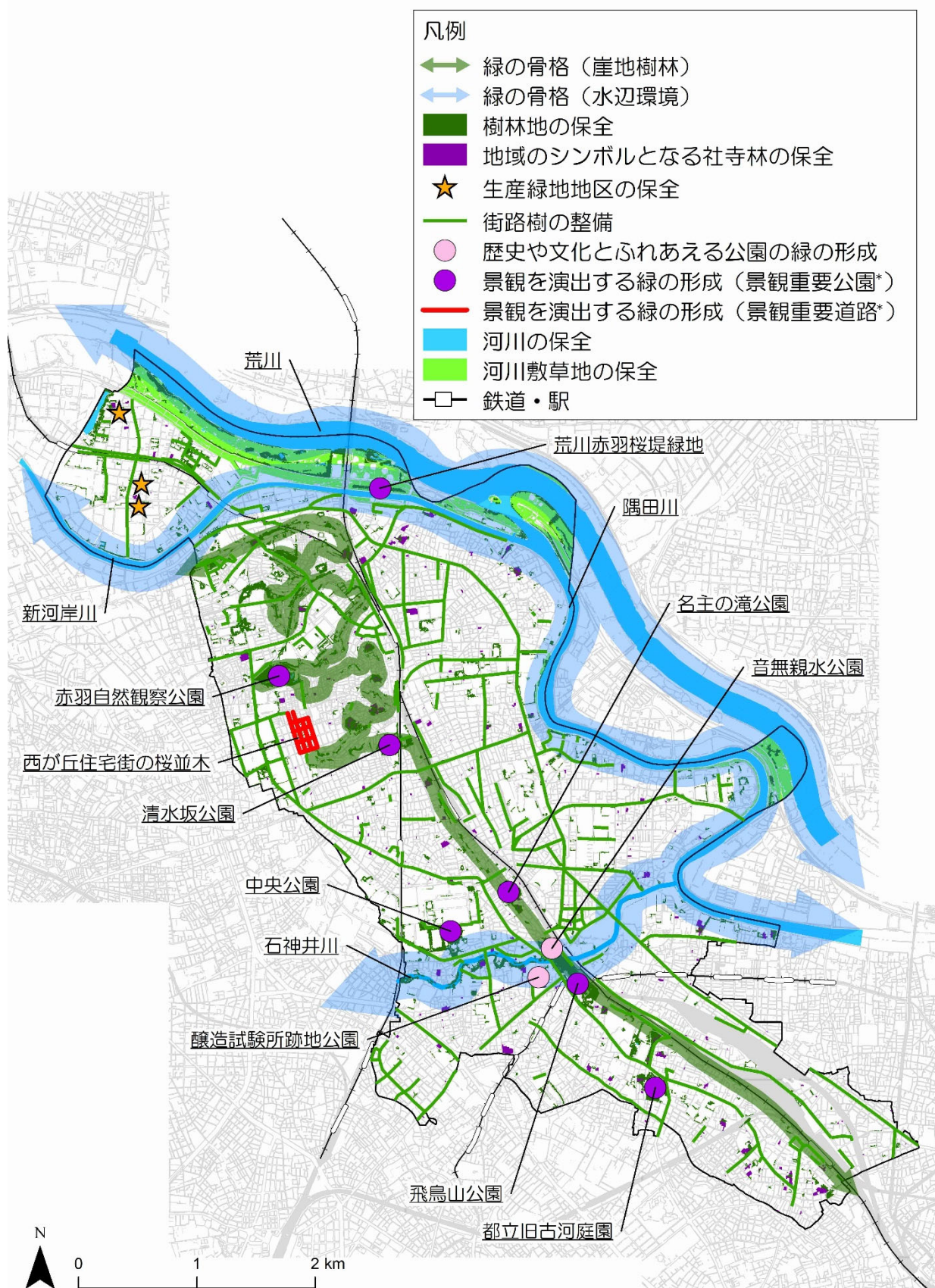


図2-5 景観形成に関する方針図



## 基本方針5. 安全・安心を高める緑づくり

### ■位置づけ

緑の将来像の実現のため、公園や学校、住宅団地などに樹木を植栽して災害時の安全な場所を確保するとともに、緑の管理を進め、暮らしの安全・安心を高めていく方針です。

### ■方針の概要

地震や火災、風水害に対して、緑の防災機能を活用し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

#### ① 避難場所などの安全性を高める

- 公園やオープンスペースの拡大および緑化により、避難場所などとしての安全性を高めます。
- 施設の周囲に樹木の植栽を行うことにより、延焼防止を図ります。またその周辺では、避難時の安全性を確保するため、街路樹や生垣などによる接道部緑化を進めます。



北区防災センターと  
滝野川公園周辺の植栽

#### ② まちなかの防災機能を高める

- 木造住宅密集地域\*においては、公園・広場などの整備を推進します。
- 市街地では、ブロック塀の代わりに生垣を造成するなど、都市構造物の緑による代替を推進します。



木造住宅密集地域にある  
上ーふれあい児童遊園



ブロック塀に代わる生垣の造成

#### ③ 崖地樹木の安全性を高める

- 崖地樹木の樹木を適正管理し、安全対策を行います。

#### ④ 都市型災害に対する安全性を高める

- 集中豪雨により大量の雨水が下水道や河川に流れ込むなどの都市型水害に備え、雨水の地下浸透を促進します。
- 高層建築物に起因する強風に備え、大径木などの管理を検討していきます。

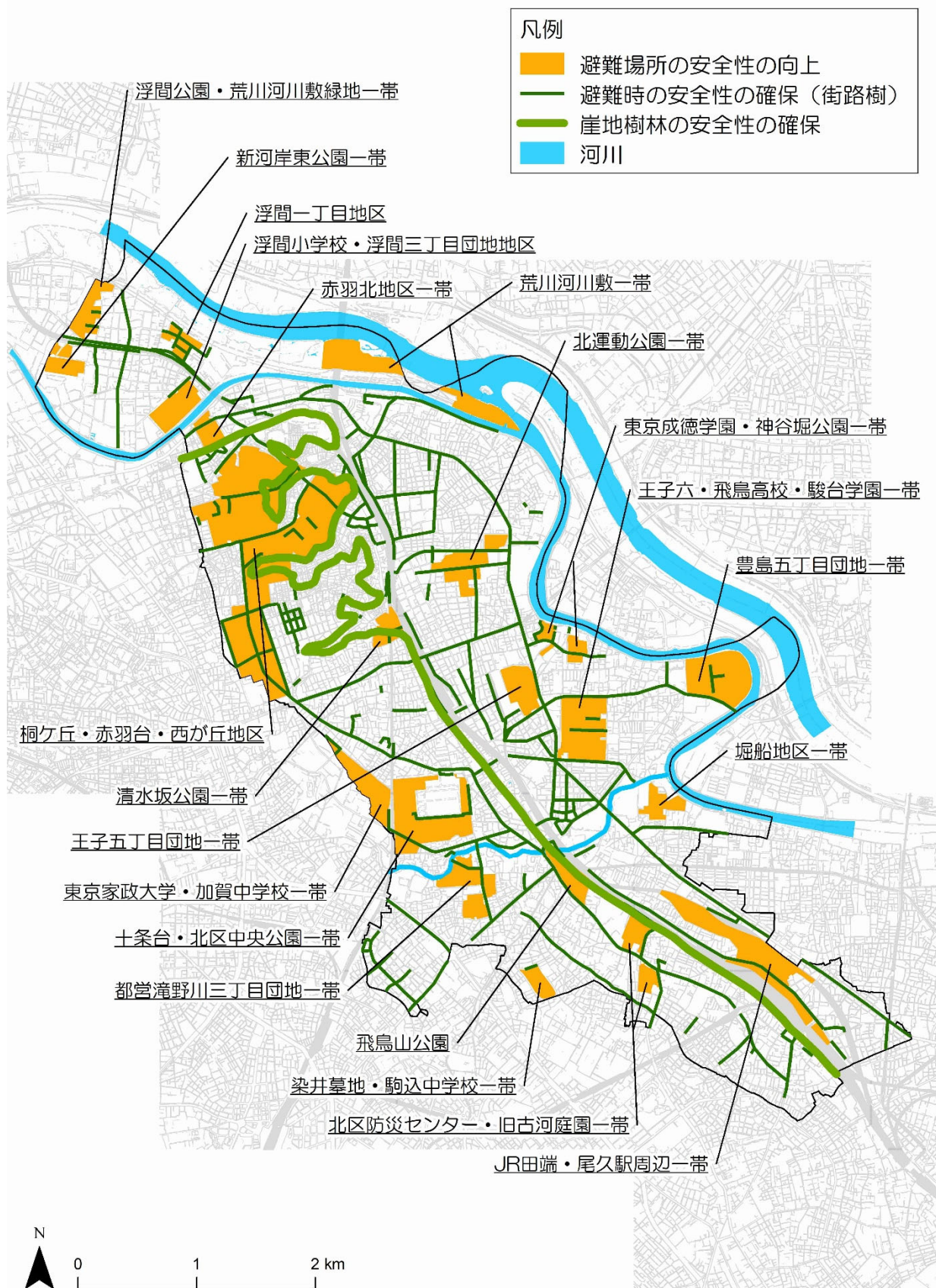


図2-6 防災に関する方針図



## 基本方針6. 参加・協力・学びによる緑づくり

### ■位置づけ

緑の将来像の実現のため、身近な緑化への取り組みや環境学習を通じた、いきいきとした地域コミュニティの形成や、緑づくりを通じた区民、事業者、区の連携や支援など、緑を学ぶ場と機会を増やしていくことに向けた方針です。

### ■方針の概要

区内には動植物が暮らす樹林地や河川、公園などがあり、あらゆる人が緑とともに生活しています。区民や事業者が参加する緑づくり、あるいは緑について学べる場や機会の増加を進めることにより、いきいきとした地域コミュニティを次の世代に継承します。また、区民、事業者、区相互の緑に関する情報交換や合意形成など、コミュニケーションをより重視していきます。

#### ① 参加の場・機会を増やす

- 地域コミュニティが形成されるよう、人々の交流を促進し、地域の緑への愛着と誇りを育む場を区全域に配置します。
- 緑づくりの活動を支援する制度や施設、活動などの充実に努めます。

#### ② 持続可能な社会に向けた人材を育成する【重点方針】

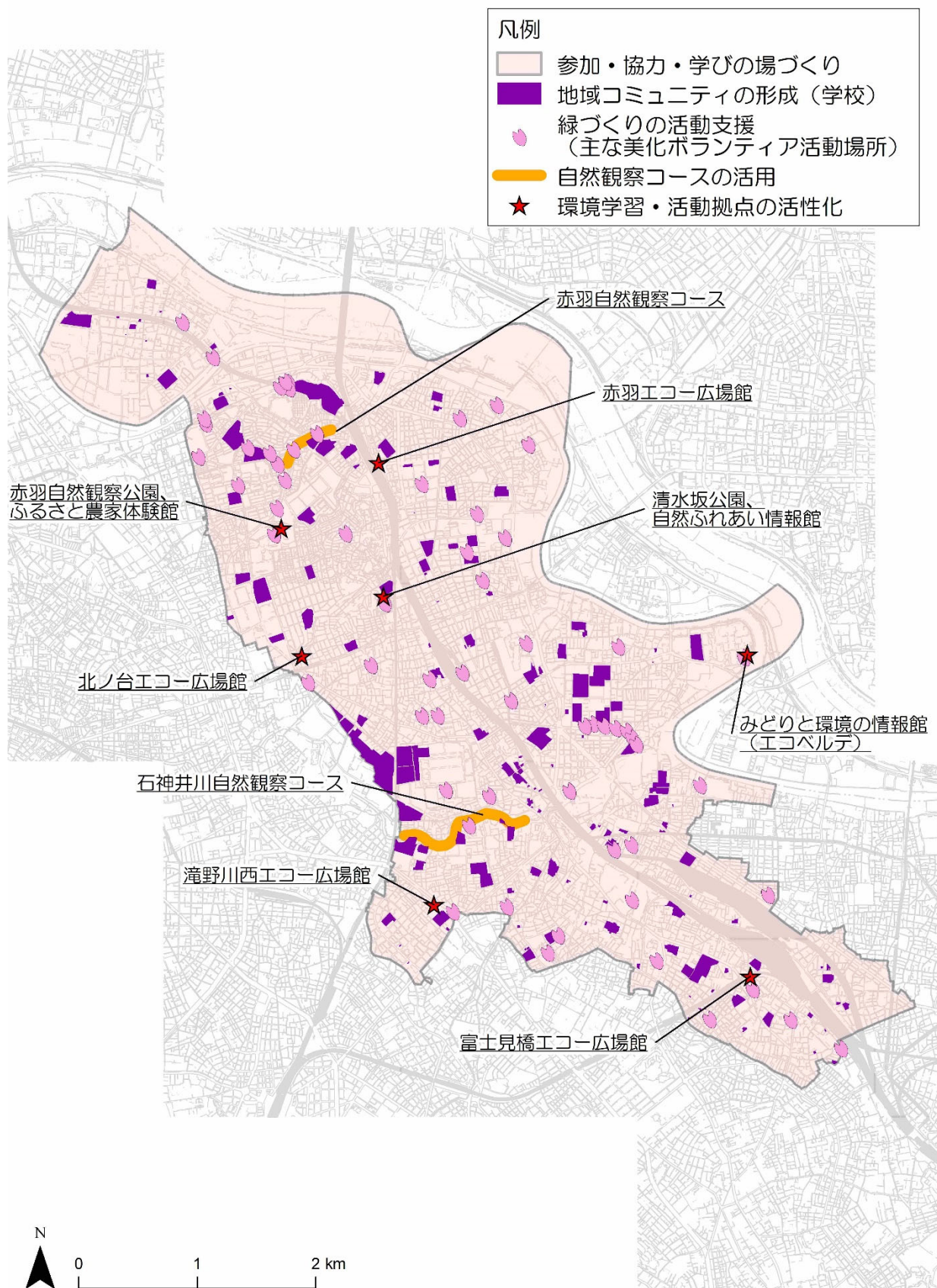
- 自然体験や観察を通じて、緑の大切さや生物多様性について学べるよう、環境学習施設の充実や、区民が気軽に参加できる体験学習プログラム・イベントの実施など、環境学習の取り組みを推進します。
- 環境学習の成果を高めるため、幼児から大人まであらゆる世代に向けた生涯学習として環境学習講座などを実施します。また習熟度に合わせた指導などを行い、環境に関する知識を深め、それを区または地域に還元できるような人材を育成し、活動につなげていくための支援を行います。



上野動物園での  
「幼児と親向け環境学習講座」

#### ③ 区民、事業者、区間のコミュニケーションを促進する【重点方針】

- 参加意欲のある区民の活動を受け止める制度などにより、緑づくりへの区民参加を推進します。
- 公園の管理・運営や環境学習の際には、ボランティア団体との協働など、多様な形で参加方法を検討し、緑について学んだ区民を活かす場を形成します。
- 公園の計画策定段階から公園づくりに区民が参画できるよう、その方法や機会の創出を検討します。



承認番号：31 都市基交著第 15 号

図2-7 コミュニケーションに関する方針図



## IV. 計画の目標

### (1) 緑被率の目標

北区みどりの条例に基づく緑化計画書による、2008年～2019年までの緑化実績と、重点化を図るべき公園および緑地の整備量の合計値が約29haとなることから、前計画に引き続き、10年後の緑被率を20%に引き上げ、緑の回復を目指します。

| 前計画値<br>(2008年) | 現況値<br>(2018年) | 中間年次<br>(2024年) | 目標年次<br>(2029年) | 長期目標    |
|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|---------|
| 18.49%          | 18.43%         | 19.00%          | 20.00%          | 30.00%  |
| 380.7ha         | 379.5ha        | 391.2ha         | 411.8ha         | 617.7ha |

※上段：緑被率、下段：緑被地面積

※「現況値(2018年)」は、「平成30年度 北区緑の実態調査報告書」に基づく

### (2) 公園などの目標

重点化を図るべき公園および緑地の整備量が約6.9haであることから、10年後の市街化区域内の1人当たりの公園などの面積を2.5㎡/人に引き上げます。活用のしやすさなど質の向上に着目し、魅力ある公園づくりを推進します。

| 前計画値<br>(2009年) | 現況値<br>(2019年) | 中間年次<br>(2024年) | 目標年次<br>(2029年) | 長期目標    |
|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|---------|
| 2.2㎡/人          | 2.3㎡/人         | 2.4㎡/人          | 2.5㎡/人          | 5.0㎡/人  |
| 72.8ha          | 83.6ha         | 87.0ha          | 90.5ha          | 180.7ha |

※下段：市街化区域内の公園などの総面積

※長期目標の公園などの総面積は、目標年次の推定人口を用いて算出

### (3) 新たな目標

#### 1) 緑地の確保目標量

20年前の計画では樹林地や河川、農地などの各種制度または社会通念上安定した緑地および都市計画公園などを対象としていましたが、本計画では都市公園や街路樹、更に私立学校や民間施設の屋上緑化などについても確保目標量に加えることで、民有地の緑化も推進します。

| 現況値<br>(2019年) | 中間年次<br>(2024年) | 目標年次<br>(2029年) | 長期目標    |
|----------------|-----------------|-----------------|---------|
| 19.07%         | 19.97%          | 20.33%          | 30.00%  |
| 392.6ha        | 411.3ha         | 418.6ha         | 617.7ha |

※上段：都市計画区域の面積に対する緑地面積の割合

※下段：都市計画区域の緑地面積

長期目標：北区の緑の将来像を実現するための最終的な目標です。

## 2) 緑に関する満足度

区民が実感できる緑の量や質に対する総合的な指標として、区民意識調査における緑や自然環境の豊かさに対する満足度を目標値として設定します。「満足」・「やや満足」と回答する区民の割合を、区全体で、現状最も満足度の高い地区（浮間地区）と同等の水準（約50%）まで引き上げることを長期目標とし、10年後には41%に引き上げることを目指します。

| 現況値<br>(2019年) | 中間年次<br>(2024年) | 目標年次<br>(2029年) | 長期目標  |
|----------------|-----------------|-----------------|-------|
| 38.9%          | 40.0%           | 41.0%           | 50.0% |





## 第3章 緑づくりの施策

### 1. 施策の体系

第2章では、緑づくりの基本理念と緑の将来像を掲げ、それを実現するための基本方針を示しました。

第3章では、基本方針の具体的な取り組みとして、北区が行う緑づくりの施策を、緑を守り育てる「緑を保全する施策」、さらなる緑の拡大を図る「緑を創出する施策」、区民の緑づくりを支援する「緑とのふれあいの場と機会を広げる施策」の3つに大別して示します。

#### ■ 「施策の体系図」の見方について (P.66、67)

##### 【生物多様性地域戦略】

「基本方針2. 生きもののにぎわいのある緑づくり」と、特に関連の深い施策である「緑を保全する施策(3) 生物多様性の保全と回復」を生物多様性地域戦略として位置づけます。

##### 【重点方針】

人と緑のつながりを重視し、緑化活動・啓発などの推進を図ることから、「基本方針3. 魅力ある公園やふれあえる緑づくり」および「基本方針6. 参加・協力・学びによる緑づくり」を重点的に取り組む方針と位置づけます。

##### 【重点施策】

重点方針に特に関連が深い施策を指し、特に優先的かつ重点的に取り組む施策として位置づけます。



## ■施策の体系図

### <緑の課題>

(緑の持つ機能に基づく6つの課題)

#### 【1】地球環境保全に関する課題

- まちなかの緑の保全・創出
- 水辺環境の保全・回復

#### 【2】生物多様性保全に関する課題

- 「生物多様性地域戦略」の策定
- 生きものの生息地としての緑の保全・創出
- 植物群落の多様性向上
- エコロジカル・ネットワークの保全・創出
- 地域在来種の保全
- 外来種対策

#### 【3】レクリエーションに関する課題

- 公園の適正配置と不足地域への対応
- 個性あふれる公園づくり
- 家庭での緑づくり

#### 【4】景観形成に関する課題

- 緑の景観づくり

#### 【5】防災に関する課題

- 防災に寄与する緑づくり
- 緑の適正な管理

#### 【6】コミュニケーションに関する課題

- 環境学習の充実
- 区民参加の拡大
- 協働による運営管理

(区民・事業者意識調査からの課題)

#### 【7】区民・事業者意識調査からの課題

- 地区別の満足度の違い
- 子育て世代を対象とした情報発信や取り組みの充実
- 生物多様性の認知度向上
- 緑の防災機能の活用
- 緑に関する支援制度の周知
- 生物多様性に関する情報発信の強化

(新たな課題)

#### 【8】緑の量の確保と質の向上

- 様々な制度による緑の確保・創出
- 地域の特徴を踏まえた緑づくり
- 「質」の向上を意識した取り組み

#### 【9】ストックされた緑の活用

- ストックされた緑の価値の向上
- 公園・緑地ごとの個性の創出

#### 【10】多様な主体との連携のさらなる推進

- 協働のすそ野を広げるための取り組み
- ニーズに合わせた緑づくりの支援
- 環境学習の一層の取り組み

### <緑づくりの基本方針>

#### 関連課題

- 【1】
- 【7】
- 【8】
- 【10】

#### 基本方針1：

##### 人と地球にやさしい緑づくり

- ①気候変動対策の視点を持つ
- ②環境負荷の軽減を目指す
- ③緑づくりの基盤となる環境を保全する

#### 関連課題

- 【2】
- 【7】
- 【8】
- 【9】
- 【10】

#### 基本方針2：

##### 生きものにぎわいのある緑づくり

##### 【生物多様性地域戦略】

- ①生物多様性の保全・回復の視点を持つ
- ②エコロジカル・ネットワークを重視する
- ③地域の生きものの生息・生育環境に配慮する
- ④水辺を活かした公園づくり

#### 関連課題

- 【3】
- 【7】
- 【8】
- 【9】
- 【10】

#### 基本方針3：

##### 魅力ある公園やふれあえる緑づくり

- ①魅力ある公園づくり **【重点方針】**
- ②水辺環境づくり
- ③環境緑化を推進する

#### 関連課題

- 【4】
- 【7】
- 【8】
- 【9】
- 【10】

#### 基本方針4：

##### 自然・文化を彩る緑づくり

- ①歴史や文化とふれあえる緑を形成する
- ②地域のシンボルとなる緑を保全・育成する
- ③緑により景観を演出する

#### 関連課題

- 【5】
- 【7】
- 【8】
- 【9】
- 【10】

#### 基本方針5：

##### 安全・安心を高める緑づくり

- ①避難場所などの安全性を高める
- ②まちなかの防災機能を高める
- ③崖地樹林の安全性を高める
- ④都市型災害に対する安全性を高める

#### 関連課題

- 【6】
- 【7】
- 【8】
- 【10】

#### 基本方針6：

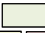

##### 参加・協力・学びによる緑づくり

- ①参加の場・機会を増やす
- ②持続可能な社会に向けた人材を育成する **【重点方針】**
- ③区民、事業者、区間のコミュニケーションを促進する **【重点方針】**

<施策>

<個別施策>

|                                  |                               |  |                           |
|----------------------------------|-------------------------------|--|---------------------------|
| 緑を保全する施策                         | (1)豊かな緑の保全                    | 1) 地域の緑の保全 【継】                             |                           |
|                                  |                               | 2) 崖地樹林の活用と安全対策 【継】                        |                           |
|                                  |                               | 3) 「緑確保の総合的な方針」に基づく取り組み 【新】                |                           |
|                                  | (2)水辺環境の保全                    | 1) 都市型水害の被害軽減と湧水の保全 【拡】                    |                           |
|                                  |                               | 2) 河川環境の保全 【継】                             |                           |
|                                  | (3)生物多様性の保全と回復<br>【生物多様性地域戦略】 | 1) 生物多様性を高める自然環境の保全・再生 【継】                 |                           |
|                                  |                               | 2) 生物多様性に配慮した緑の創出・管理の促進 【拡】                |                           |
|                                  |                               | 3) エコロジカル・ネットワークの形成 【新】                    |                           |
|                                  |                               | 4) 生物多様性に関する情報を共有できるしくみづくりの検討 【拡】          |                           |
|                                  | 緑を創出する施策                      | (1)公園・緑地の整備と改修<br>【重点施策】                   | 1) 公園の新設および公園不足地域への対応 【拡】 |
|                                  |                               |  | 2) 魅力ある公園づくり 【新】          |
|                                  |                               |  | 3) 公園・緑地の計画的な改修 【拡】       |
| 4) 「都市計画公園・緑地の整備の方針」に基づく取り組み 【新】 |                               |  |                           |
| (2)公園・緑地の管理と運営<br>【重点施策】         |                               | 1) 既存公園の魅力発信 【新】                           |                           |
|                                  |                               | 2) 民間との連携によるサービスの向上 【新】                    |                           |
|                                  |                               | 3) 日常的な維持管理やコスト縮減 【新】                      |                           |
|                                  |                               | 4) 緑のリサイクルの推進 【継】                          |                           |
| (3)まちなかの緑化の推進                    |                               | 1) 街路空間の緑化 【継】                             |                           |
|                                  |                               | 2) 河川敷や親水空間の活用 【拡】                         |                           |
|                                  |                               | 3) 東京さくらトラム（都電荒川線）などの鉄道沿線の緑化 【継】           |                           |
|                                  |                               | 4) 公共公益施設の緑化 【拡】                           |                           |
|                                  |                               | 5) 民有地の緑化 【拡】                              |                           |
| と緑との機会をふれあえる場の策                  |                               | (1)緑に関するコミュニケーション活動の活発化                    | 1) 緑に関する情報発信 【拡】          |
|                                  |                               |  | 2) イベントなどの開催と活性化 【拡】      |
|                                  | (2)環境学習の推進と担い手の育成<br>【重点施策】   | 1) 自然や緑に関する学習機会の増加 【拡】                     |                           |
|                                  |                               | 2) 「北区環境リーダー」の体系化と「北区ジュニア環境リーダー」の新設の検討 【新】 |                           |
|                                  | (3)参加と協力の拡大<br>【重点施策】         | 1) 緑に関する活動と拡大のためのしくみづくり 【拡】                |                           |
|                                  |                               | 2) パートナーシップの拡大と展開 【新】                      |                           |

 : 生物多様性地域戦略  
 : 重点施策

【継】 : 継続する個別施策

【拡】 : 拡充する個別施策

【新】 : 新規の個別施策

矢印 : 各基本方針から施策に伸びる矢印は、緑づくりの基本方針と関連が深い施策であることを示します。



## II. 施策内容

### 1. 緑を保全する施策

#### (1) 豊かな緑の保全

##### ■ 施策の考え方

樹林や樹木は、市街地の貴重な緑であり、生きものに質の高い生息地(ハビタット)を提供しているため、継続して保全していきます。また民有地にある良好な樹林や樹木、生垣は保護指定し、地域の緑として保全に努めます。



保護樹木指定されているスタジイ

##### ■ 施策内容

#### 1) 地域の緑の保全

- 区の指定基準にあった樹林や樹木、生垣などを、所有者の同意を得て保護樹林や保護樹木、保護生垣などに指定します。
- 保護樹木などの所有者に対する維持管理・剪定への助成金の交付や、倒壊などによる賠償責任に対応するための樹木保険への加入により、所有者の作業的・経済的負担を軽減します。
- 崖地樹林にある保護樹林のうち、自然度が高く、区の緑の保全と良好な生活環境の確保に不可欠な樹林については、「特別保全樹林助成金交付要綱」に基づき特別保全樹林に指定し、助成金の交付などにより、所有者の負担を軽減します。
- 都市の健全な環境の維持および向上に寄与する樹林を、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき保存樹林として指定、第四条の規定により標識を設置し、維持管理費の一部助成を行います。
- 管理上の過失による事故防止のため、樹木医による診断などを行い、保護樹木などの所有者に適正な管理について提案できるような施策を検討します。
- 民有緑地を活用した都市の活性化を推進するため、緑化重点地区の指定を検討するなど、その仕組みづくりを進めていきます。

#### 2) 崖地樹林の活用と安全対策

- 崖線周辺における土地利用転換や開発が行われる際には、安全性に配慮しながら、既存の樹林地の保全・再生などによる崖線との一体的な緑化を促進し、親しみのある崖線のみどりの継承を図ります。
- 崖地樹林では、樹木の適正管理などの安全対策を行います。

#### 3) 「緑確保の総合的な方針」に基づく取り組み

- 「緑確保の総合的な方針」(東京都・特別区・市町村)に基づき、区内に残る貴重な農地である生産緑地について、確保地として保全していくとともに、開発などの影響を受けやすい民有地の樹林などに関しても担保性を高めるため、今後、確保地または確保候補地への位置づけなど、あらゆる角度からの支援を検討し、既存の緑の保全を図ります。

## ■ 施策目標

\* 樹林地面積：現状維持/2018年度 122.35ha

\* 崖地樹林面積：現状維持/2018年度 41.67ha

\* 保護樹木：増加/2018年度 434本 ⇒ 2028年度 450本

## (2) 水辺環境の保全

### ■ 施策の考え方

雨水の地下浸透を促進させることで、集中豪雨などにより短期間で下水道や河川が増水することで生じる都市型水害の被害軽減および湧水の水量や水循環、それに伴う水辺の生きものの回復を目指します。

### ■ 施策内容

#### 1) 都市型水害の被害軽減と湧水の保全

- 湧水の涵養域における雨水の地下浸透を促進するため、緑地の保全・創出や、雨水浸透ますなどの雨水浸透施設\*および透水性舗装の整備を進め、都市型水害の被害軽減と湧水の保全に努めます。集中豪雨対策事業の実施による公共施設における整備だけでなく、区民や事業者に対しても、指導や助成制度を通じ雨水浸透施設などの設置を促します。

#### 2) 河川環境の保全

- 北区の自然の骨格を形成している荒川、隅田川、新河岸川、石神井川については、水辺の生きものの生息地（ハビタット）として保全していきます。



「荒川クリーンエイド」での荒川河川敷のゴミ拾いボランティア

## ■ 施策目標

\* 雨水浸透施設の設置の推進

\* 湧水地点：現状維持/2018年度 14箇所

### (3) 生物多様性の保全と回復【生物多様性地域戦略】

#### ■ 施策の考え方

生きものの生息地（ハビタット）となっている既存の緑を保全するとともに、生物多様性に配慮した緑の創出・管理を促進します。また、区民1人ひとりが生物多様性について学ぶことで、生物多様性に配慮した暮らしや活動につなげていきます。

#### ■ 施策内容

##### 1) 生物多様性を高める自然環境の保全・再生

- 生物多様性の観点から、崖地樹林や河川敷草地、自然を生かした公園などにおける自然環境の保全・再生をめざした取り組みを行い、身近に緑とふれあうことのできる環境を創出します。
- 動植物種の供給などに資する都市の骨格となる緑や、動植物種の分布域の拡大などに資する拠点となる緑の増加・拡大に努めます。
- 生物多様性の向上のため、緑化を推進するにあたり、様々な樹種を植栽するなど階層構造に富んだ緑づくりを図ります。

##### 2) 生物多様性に配慮した緑の創出・管理の促進

- 公共施設を中心に生物多様性に配慮した緑化を進めます。
- 生物多様性に配慮した庭や屋上、壁面などの緑化を促進します。
- 植栽にあたっては、地域在来種や埋土種子の活用を図ります。
- 地域在来種の植栽を優先しながら、生きものを身近に感じられるような緑づくりを進めます。

##### 3) エコロジカル・ネットワークの形成

- 崖地樹林や水辺環境など、生きものの生息・生育環境を保全・再生するとともに、緑の連続性の確保や外来種の防除、地域在来種による緑化を推進します。
- 都市の中核となる緑地（中核地区）、緑の拠点となる公園・緑地（拠点地区）、緑の回廊（コリドー）（回廊地区）、緩衝エリアとなる緑（緩衝地区）を適正に配置し、また周辺自治体の生物多様性に関する計画についても配慮しながら、エコロジカル・ネットワークを形成していきます。

##### 4) 生物多様性に関する情報を共有できるしくみづくりの検討

- 「区民植木市」や環境学習講座など、各種イベントにおいて生物多様性に関する情報を発信し、区民の理解醸成を図ります。
- 外来種に関して、分かりやすい情報発信を行い、区民が正しく理解するための啓発活動を行います。
- 生物多様性に配慮した消費活動や事業活動への取り組みを促進します。
- 「北区緑の実態調査」にて実施する植物種数調査において、地域在来種のモニタリング調査を継続し、また区民と協働した調査体制を検討します。



■ 施策目標

\* 在来種確認種数：現状維持/2018年度 336種

\* 『生物多様性』という言葉の認知度：増加/

「言葉を聞いたことがあり、意味も知っている」、「言葉を聞いたことがあるが、意味は知らない」2019年度 69.7% ⇒ 2029年度 71.7%







承認番号：31 都市基交著第 15 号  
 ※野鳥写真：(株)生態計画研究所 提供

図3-2 生きもの(鳥類・魚類)の主な調査地点・確認種とエコロジカル・ネットワーク  
 出典：「平成30年度 北区河川生物生息調査報告書」、「北区の環境(平成28年度実績)」、「北区の環境(平成29年度実績)」、「北区の環境(平成30年度実績)」

表3-1 北区におけるエコロジカル・ネットワークのエリア区分

|   |   |
|---|---|
| <p>【中核地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #d9ead3; border: 1px solid #ccc; margin-right: 5px;"></span> 中核地区</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #5bc0de; border: 1px solid #ccc; margin-right: 5px;"></span> 河川</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #fff3cd; border: 1px solid #ccc; margin-right: 5px;"></span> 河川敷草地</li> </ul> | <p>動植物種の生息・生育地となり、他地域への生きものの供給などに資する核となる緑地・水辺を指します。</p> <p>北区では、荒川やその河川敷草地を中核地区として位置づけます。荒川緑地は、自然体験や環境学習の場としての活用を推進し、「荒川将来像計画 2010（地区別計画）〔北区〕」に基づき自然地の再生を図ります。</p>              |
| <p>【拠点地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #90ee90; border: 1px solid #ccc; margin-right: 5px;"></span> 拠点地区（公園・緑地）</li> <li><span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #90ee90; border: 1px solid #ccc; margin-right: 5px;"></span> 拠点地区（学校の緑）</li> </ul>   | <p>市街地に存在し、動植物種の分布域の拡大などに資する拠点となる緑地を指します。</p> <p>北区では、赤羽自然観察公園や飛鳥山公園などの、ある程度まとまりのある緑を持つ公園や、学校などを位置づけます。</p> <p>生きものがすみやすい植物や在来種の植栽など、生物多様性の確保に配慮しつつ、動植物とのふれあいの場として活用していきます。</p> |
| <p>【回廊地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; border-bottom: 2px solid #5cb85c; margin-right: 5px;"></span> 回廊地区（崖線樹林）</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; border-bottom: 2px solid #e91e63; margin-right: 5px;"></span> 回廊地区（街路樹）</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; border-bottom: 2px solid #007bff; margin-right: 5px;"></span> 回廊地区（水辺）</li> </ul>  | <p>中核地区と拠点地区を結ぶ動植物種の移動空間（コリドー）となる緑地を指します。</p> <p>北区では、崖線や河川、街路樹などを位置づけます。</p> <p>条例などに基づいた緑地保全や、街路樹や緑道などの緑地創出を図ります。</p>   |
| <p>【緩衝地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #fff3cd; border: 1px solid #ccc; margin-right: 5px;"></span> 緩衝地区（市街地の緑）</li> </ul>   | <p>中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝エリアを指します。</p> <p>北区では、市街地に点在する公園などを位置づけます。</p> <p>条例や協定など、多様な手法を用い、緑の創出を推進していきます。</p>   |

コラム 「在来種」とは？

「在来種」とは、ある地域で人に保護されずに、自然に繁殖し、生活を続けている植物のことです。

これに対し、帰化種とは、自然に分布している範囲から人為的な力によって移動させられ、自然に分布している範囲の外で繁殖している植物のことです。

帰化種が地域の自然環境に入り込むと、その地域にもともといる在来種と競合し、生育場所や日光、栄養分を奪ってしまいます。また在来種との雑種を作ってしまうことで、植物種の構成が変わり、そこを住处としている動物にも影響を与えてしまいます。

植物を植えるときには、その地域の在来種を植えるようにしましょう。在来種については北区の「緑化技術基準」の主要在来植物表や「平成 30 年度 北区緑の実態調査報告書」を参考にしてください。



エノキ



ミズキ



## 2. 緑を創出する施策

### (1) 公園・緑地の整備と改修 **【重点施策】**

#### ■ 施策の考え方

都市公園法などの改正により、Park-PFI 制度が創設されるなど、公園の管理手法に新たな可能性が生まれています。また区民の公園に対するニーズも多様化してきている中で、北区では、公園などのあるべき姿を定め、公園施設の適正配置化や管理水準の向上、個性ある公園整備などの施策をとりまとめる「北区公園総合整備構想」を策定していきます。

一方、これまでに整備してきた公園・緑地は 84 箇所、児童遊園が 97 箇所あり、老朽化が進んだ公園を中心とした全面改修や、公園遊具やトイレなど個別の公園施設の計画的な部分改修を進め、安全な公園・緑地の形成を図るとともに、清潔感および快適性の向上を目指します。

#### ■ 施策内容

##### 1) 公園の新設および公園不足地域への対応

- 工場跡地や国公有地跡地などの土地利用転換に合わせて、公園や児童遊園の整備・拡張を促進し、緑豊かな市街地の形成を図ります。
- 比較的規模が大きい公園やオープンスペースが不足する地域を中心に、緑の保全・創出を進め、地域の緑の拠点となる公園の整備、防災性の向上に寄与します。



(仮称) 赤羽台けやき公園 イメージ図

##### 2) 魅力ある公園づくり

- 区外からも人を呼べる、観光拠点となるような魅力ある公園づくりを推進します。
- 区民との協働による身近な公園づくりを進めるため、公園の計画策定段階から意見交換会などを実施し、区民参画を推進します。
- 新設公園は「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」（国土交通省）や「北区バリアフリー基本構想」に基づきバリアフリーに配慮した公園整備を行います。また、あらゆる世代の人やハンディキャップを持つ人が同時に楽しめるようにユニバーサルデザイン\*を取り入れながら、インクルーシブな公園\*としての部分的な整備を検討します。



飛鳥山公園の高低差を解消するためのアスカルゴ

- 避難場所やいっとき集合場所に指定または利用される公園において、延焼遮断帯として有効であるオープンスペースの整備と、災害用給水所や災害用マンホールトイレ、かまどベンチ\*などを設置し、防災機能を高めます。また、公園の外周部に耐火性を考慮した植栽を検討するとともに、生垣などの接道部緑化を図り、避難時の安全性の向上に努めます。
- 地域在来種の植栽や生きものの移動ルートを意識するなど、生物多様性に配慮した緑化に努めます。
- 河川や湧水などの水辺環境を活用できる公園・緑地の整備にあたっては、多様な生きものが集まる親水空間の創出に努めます。荒川緑地（豊島ブロック）については、「荒川将来像計画 2010（地区別計画）〔北区〕」に基づき、自然地の再生やスポーツグラウンドなどの整備を検討するなど、区内の貴重な自然環境を活用することによって、人々の水辺環境への関心をより一層高めていきます。

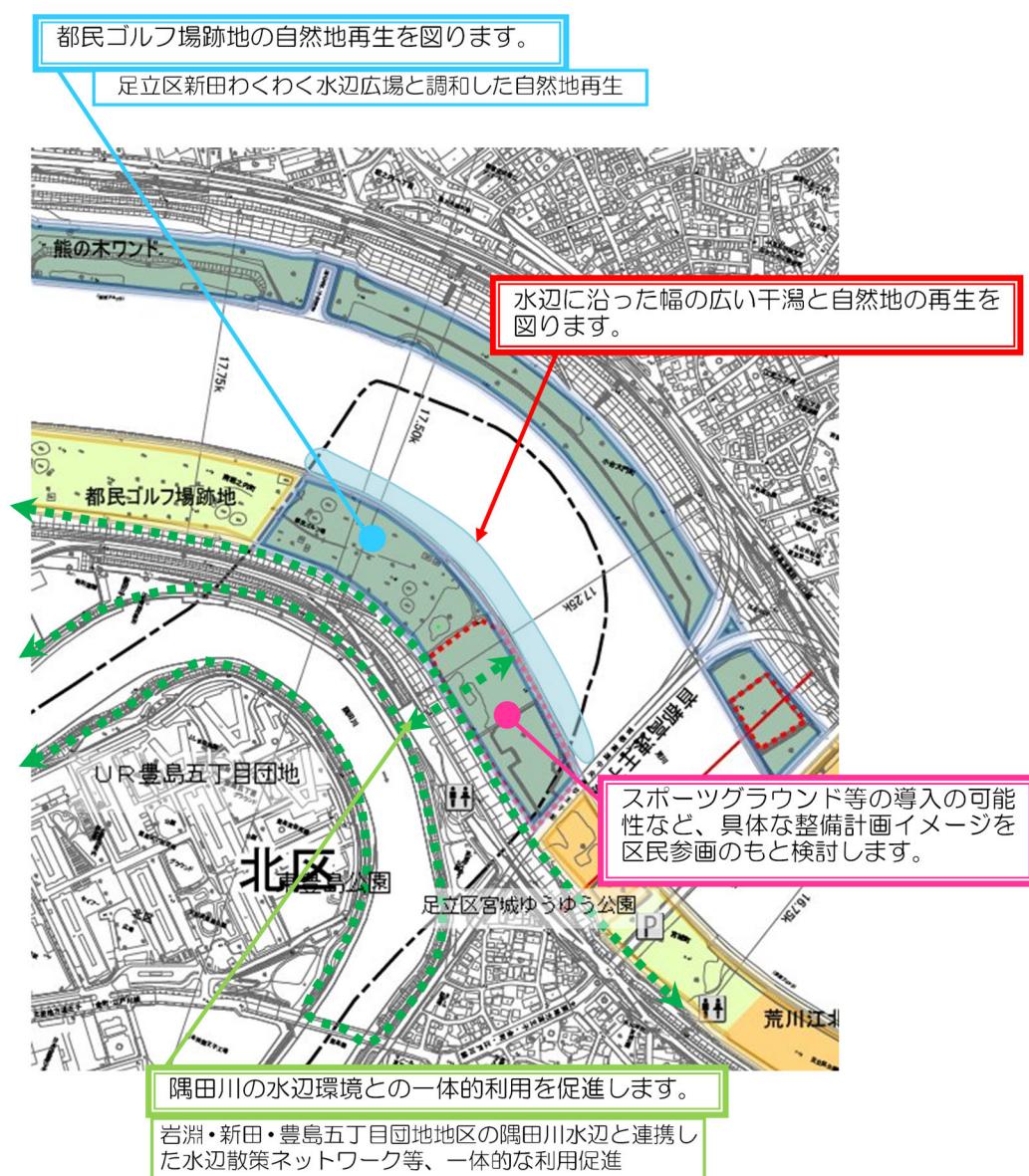


図3-3 荒川緑地（豊島ブロック）の整備方針図

出典：「荒川将来像計画 2010（地区別計画）〔北区〕」（平成 25 年、荒川の将来を考える協議会）



### 3) 公園・緑地の計画的な改修

- 公園施設の老朽化対策を検討するにあたり、近接する圏域における公園などにおいて同様の機能を有した施設がある場合には、利用頻度を踏まえた上で公園施設の適正な配置を検討し、管理水準を向上していきます。また、社会情勢や環境の変化に合わせ、公園機能の見直しを行っていきます。
- 「北区公園施設長寿命化計画」に基づいて、公園施設の計画的な更新・補修整備を行っていくことで、安全確保とライフサイクルコストの削減を図ります。
- 公園灯のLED化による照明器具の長寿命化や、各種施設について耐用年数の長い材料や構造への変更などによるコスト縮減を図ります。
- 崖線沿いの傾斜地に整備された土砂災害警戒区域などを含む公園については、斜面の安定性などを確認するための点検などを行っていきます。

### 4) 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づく取り組み

- 都立公園を含めた都市計画公園・緑地については、「都市計画公園・緑地の整備方針」（東京都・特別区・市町）に基づき、重点化を図るべき公園・緑地を定め、優先整備区域を設定、整備を進めます。
- 地域の特性を踏まえて、機能・役割に応じた都市計画決定を進め、効果的な公園・緑地の整備を図ります。

## (2) 公園・緑地の管理と運営 **【重点施策】**

### ■ 施策の考え方

公園・緑地の整備を進めると、管理面積や老朽化する箇所も増えていきます。公園・緑地の機能や個性を引き出しながら地域の魅力を高めていく管理と運営などを促進し、また誰もが安全で安心した利用を続けられるよう、優先度を設定した計画的な施設の更新や維持経費の平準化など、適正な維持管理に努めます。

### ■ 施策内容

#### 1) 既存公園の魅力発信

- 特に近隣公園などの、比較的大きな公園のうちアクセスの良い公園については、周知活動や管理・運営などに工夫を凝らし、また多様なニーズに対応しながら、個性を高めるような事業展開を推進します。
- 公園・緑地の管理では、地域在来種を用いた植栽と育成、剪定方法の工夫、草地の維持と創出、ピオトープ造成といった生きものの生息・生育環境となる多様な空間を創出するための様々な工夫を取り入れ、管理を進めます。



赤羽自然観察公園



- 赤羽自然観察コースなど、野鳥とふれあえる散歩道の活用や、区を代表する憩いの空間としてより多くの人々に親しまれるよう、適正な緑の管理とさらなる緑化に努めます。

## 2) 民間との連携によるサービスの向上

- 公園の魅力向上、施設整備・更新を持続的に進めていくために、公共資金だけでなく、民間資金の活用を推進するため、指定管理者制度や Park-PFI 制度など民間活力の導入を検討し、都市公園の再生・活性化と公園の魅力や、利用者へのサービスおよび管理水準の向上を目指します。

## 3) 日常的な維持管理やコスト縮減

- 公園における樹木や施設の維持管理については、日常的な点検および対応に加え、有資格者による定期点検も行います。
- ベンチや木製遊具などの木製施設を更新する際には、周辺との調和も考慮しつつ、再生木材などを使用した施設へ変更し、コスト縮減のために耐用年数の長期化を図ります。

## 4) 緑のリサイクルの推進

- 中央公園にある「緑のリサイクル施設」では、公園の樹木を剪定した時に出る剪定枝葉を粉砕してウッドチップや土壌改良材にしています。ウッドチップは遊具の下や花壇などに、土壌改良材は植栽や花壇づくりに利用しています。緑のリサイクル活動をより活発に行えるよう、更なる周知と利用方法の検討を図ります。

### ■ 施策目標【(1)、(2) 共通】

- \* 公園の新設：2箇所/（仮称）赤羽台げやぎ公園、（仮称）滝野川三丁目公園
- \* 公園の改修：2箇所/飛鳥山公園、名主の滝公園
- \* 公園の適正配置化：1箇所/（仮称）新神谷公園
- \* 緑地の整備：1箇所/荒川緑地（豊島ブロック）

### (3) まちなかの緑化の推進

#### ■ 施策の考え方

公共施設や民間施設、民有地の緑化を推進し、区民の生活に豊かさやうるおいを与えると共に、オープンスペースの確保などによる都市防災および多様な生きものが存在できる都市環境への寄与など、緑の持つ多様な機能に着目し、快適かつ安全・安心で自然豊かなまちなみの形成を図ります。

#### ■ 施策内容

##### 1) 街路空間の緑化

- 道路の新設にあたっては、植樹帯の設置を推進します。
- 街路樹の倒伏や折損などによる事故を防ぐため、街路樹診断\*を実施し、健全度が低い樹木や建築限界を犯している支障木を把握し、計画的な更新を進めます。
- 火災の延焼を防ぐため、街路樹・植樹帯は、耐火性を考慮した樹種を中心に選定し、緑の防災機能の向上を図ります。
- 隣接する公園・緑地と調和のとれた街路樹の植栽を促進し、主要幹線道路や大規模な公園・緑地に接続する主要生活道路などでは、民有地の接道部緑化により、連続的な緑を形成し、緑視率の向上を図ります。
- 廃止された貨物支線である北王子支線の跡地については、鉄道の面影を残した遊歩道として整備を図ります。



志茂三丁目小柳川公園（密集事業による整備）

##### 2) 河川敷や親水空間の活用

- 荒川や隅田川におけるスーパー堤防\*事業の機会を活用して、親水空間の整備を進め、水害への対応力を高めるとともに、憩える場の形成を図ります。
- 石神井川においては、古くから行楽地として親しまれてきた文化性を活かして、石神井川自然観察コースの活用を図ります。

##### 3) 東京さくらトラム（都電荒川線）などの鉄道沿線の緑化

- 東京さくらトラム（都電荒川線）沿線では、東京都交通局と協力しながら、法面やフェンス沿いの緑化を進めます。また、その他鉄道沿線の緑化についても鉄道会社などに協力を求めています。

4) 公共公益施設の緑化

- 公共公益施設は、多くの人が集まり、区民の緑づくりの規範となる場のため、屋上や壁面緑化、生垣造成などを率先して行います。
- 緑化基準の見直しを行い、生物多様性に配慮する指針の検討など緑化推進に取り組みます。
- 美化ボランティアなど、区民と協働して公園や道路、駅前広場などのまちなかの緑化を行います。
- 学校における屋上緑化や壁面緑化、ピオトープの整備など、エコスクール事業を推進します。
- 区内にある国や東京都の施設に関しては、関連機関・団体と協議しつつ、緑化を進めていきます。
- 植栽した緑について、景観の悪化を防ぐため維持管理に努めると同時に、植え替えや適切な頻度での剪定を行い、自然樹形が保てるような管理を行うように努めます。
- 都営住宅、UR住宅などの公的住宅団地の建て替えにあわせ、事業者と協議しながら都市防災や景観、生物多様性の向上を考慮した、質の高い緑の造成を図ります。



味の素ナショナルトレーニングセンターのクスノキ

◇「北区みどりの条例」に基づく公共施設緑化基準（現行）

表3-2 公共施設緑化基準（緑化面積）

| 公共施設の区分 | 公共施設緑化基準  |
|---------|---|
| 道路      | 歩道の幅が3.5m以上の場合は、道路の区分又は状況に応じて、街路樹及び植樹帯又はそのいずれかを設ける。                 |
| 公園など    | 公園などの種別により、敷地面積の3/10から8/10以上の面積を緑化する。                               |
| 学校・庁舎など | 敷地面積の8/100以上の面積を緑化対象面積として植樹又は生垣により緑化する。学校は、校地内周囲に幅が2m程度以上の植樹帯を設置する。 |

表3-3 公共施設緑化基準（接道部緑化）

| 施設の区分   | 敷地面積     |                         |                      |                   |       |
|---------|----------|-------------------------|----------------------|-------------------|-------|
|         | 1,000㎡未満 | 1,000㎡<br>}<br>3,000㎡未満 | 3,000㎡<br>}<br>1万㎡未満 | 1万㎡<br>}<br>3万㎡未満 | 3万㎡以上 |
| 庁舎、学校など | 6/10     |                         | 7/10                 |                   | 8/10  |
| その他の施設  | 3/10     | 6/10                    |                      | 7/10              |       |

※道路などと敷地が接する部分の総延長に表中の数字を乗じた長さを接道部の緑化基準とする。



## 5) 民有地の緑化

- 区内の大部分を民有地が占めていることから、緑あるまちづくりのために、民有地の緑化は欠かせないものとなっています。一定の規模以上を有する開発行為については、緑化計画書による緑化を義務づけています。大規模な開発においては、東京都と連携し、十分な量および質の高い緑を確保するように事業者に促します。また、地域性や生物多様性に配慮するような指導手法についても検討を図ります。



緑化計画書によるマンションの緑化

### ◇「北区みどりの条例」に基づく民間施設の緑化基準（現行）

対象者：300㎡以上の敷地に対して建築物の新築や改築および開発行為を行う区民および事業者

表3-4 民間施設緑化基準（緑化面積）

| 用途地域  | 緑化面積率                    |
|---|--------------------------|
| 第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、第2種低層住居専用地域、準工業地域、工業地域 | 敷地面積の10%以上               |
| 近隣商業地域・商業地域   | 敷地面積の5%以上(防火地域については3%以上) |

表3-5 民間施設緑化基準（接道部緑化）

| 施設の区分                       | 敷地面積     |                         |                      |                   |       |
|-----------------------------|----------|-------------------------|----------------------|-------------------|-------|
|                             | 1,000㎡未満 | 1,000㎡<br>～<br>3,000㎡未満 | 3,000㎡<br>～<br>1万㎡未満 | 1万㎡<br>～<br>3万㎡未満 | 3万㎡以上 |
| 住宅、宿泊施設                     | 6/10     |                         | 7/10                 |                   | 8/10  |
| 屋外運動施設・屋外娯楽施設、墓地、廃棄物などの処理施設 | 7/10     |                         |                      | 8/10              |       |
| 工場、店舗、事務所、独立駐車場、資材置場、作業場    | 3/10     | 5/10                    | 6/10                 | 7/10              |       |
| 庁舎、学校、医療施設、福祉施設、集会施設        | 6/10     | 7/10                    |                      |                   | 8/10  |
| その他の施設                      | 3/10     | 6/10                    |                      | 7/10              |       |

※道路などと敷地が接する部分の総延長に表中の数字を乗じた長さを接道部の緑化基準とする。

- 生垣造成や屋上緑化、壁面緑化、ベランダ緑化などによる民有地の緑化を促進し、緑豊かな市街地の形成と防災性の向上を図るとともに、これらの緑化活動を支援する各種助成制度をより積極的に広報し、拡大に努めます。また、既存ブロック塀の生垣による代替化を促進するため、導入や維持管理における協力体制、知識や技術などの習得支援の体制づくりを検討します。



屋上緑化助成事業実施場所

◇生垣造成助成金

緑豊かな生活環境や災害時の区民の安全を確保するため、生垣の造成とそれに伴うブロック塀などの撤去に要した費用の一部を助成します。

◇都市建築物緑化促進事業助成金

都市緑化を促進し、都市の快適環境を創出することを目的に、建築物の屋上緑化やベランダ緑化、壁面緑化に対して、施工に要した費用の一部を助成します。

- 区民や事業者などによるみどりの協定や、みどりのモデル地区の指定などにより、まちなかの緑化を促進し、良好な景観の形成を図ります。

◇住民によるみどりの協定

概ね10戸以上の建築物の集団、1自治会または1町会を基準として、全員の合意によりみどりの協定を締結します。区が協定を認定した場合、協定区域内の住民に対し、花苗などの供給や樹木の選定の助言・指導など、緑の育成に必要な措置を行います。

◇事業所等とのみどりの協定

区は、1,000㎡以上の敷地を有する事業所などの事業者または管理者とみどりの協定を締結することができます。協定締結後は、事業者・管理者は協定区域内の緑化を行い、区は協定事業者・管理者に対し、花苗などの供給や樹木の選定の助言・指導など、緑の育成に必要な措置を行います。



住民によるみどりの協定場所



事業所等とのみどりの協定場所

## ◇緑化推進モデル地区および緑化保全モデル地区

緑被地の少ない地区における民有地の緑化による緑の創出を目的に、助成制度による助成金増額などの支援を行い、身近に緑を感じられる市街地の形成を図ります。また、緑被地が比較的多く、緑の保全を推進する地区においても同様の助成により、地域の緑を保全していきます。

## ■ 施策目標

\* 生垣助成による助成総延長（累計）：増加/

2018年度 5,856m ⇒ 2028年度 6,606m

\* 延長 20m 以上の接道部緑化の総延長：増加/

2018年度 30,739m ⇒ 2028年度 31,610m

\* 都市建築物緑化促進事業による屋上緑化、壁面緑化、ベランダ緑化面積（累計）：増加/

2018年度 3,693 m<sup>2</sup> ⇒ 2028年度 4,390 m<sup>2</sup>

## コラム 行ってみよう！北区の緑あるまちなみ

北区には魅力ある景観がいくつも存在しています。

良好な景観資源をピックアップした「北区景観百選 2019」に掲載されている緑の景観の一部を紹介します。

### ■ 荒川

北区と埼玉県の境界を流れている川で、河川敷ではランニングやゴルフ、野球などのスポーツ、バーベキューも楽しめます。雄大な川の流れとともに空が開け、自然を感じることができる場所となっています。



### ■ 西が丘住宅街の桜並木

区を代表する閑静な住宅街の道路に約 80 本の桜が植えられており、春になると色鮮やかな桜色の花が咲きほこり、多くの人が散歩に訪れ、地域の人に親しまれた場所となっています。



### ■ 名主の滝公園

区内でも有数の 8m の落差を有する男滝おだきを中心とする女滝めだき、独鈷どっこの滝、湧玉ゆうぎよくの滝の 4 つの滝があります。庭園の面影を残す樹木が生い茂り、四季折々の変化が感じられる緑豊かな場所となっています。



それぞれの景観は、「北区景観づくり計画」にて景観重要河川\*・景観重要道路・景観重要公園にも指定されています。



### 3. 緑とのふれあいの場と機会を広げる施策

#### (1) 緑に関するコミュニケーション活動の活発化

##### ■ 施策の考え方

緑への関心を高めるため、緑に関する情報を発信するとともに、区民相互の情報交換の活発化を図ります。また、イベントや環境学習講座を継続、更なる充実に取り組み、緑について楽しみながら学べる機会をつくります。

##### ■ 施策内容

#### 1) 緑に関する情報発信

- 自然ふれあい情報館の情報誌「めだか」や自然ふれあい情報館・みどりと環境の情報館（エコベルデ）のブログ、北区の環境に関する事業や調査をまとめた「北区の環境」、北区ニュース（広報紙）、メールマガジンなどを活用しながら、区内の教育機関や公共施設と連携し、幅広い世代に区内の緑に関する情報を発信します。また、生垣造成や屋上緑化などの建築物の緑化、みどりの協定といった各種助成制度、環境学習施設や講座、区民団体実施の自然環境に関するイベントなどの周知をすることで、緑に係る活動の拡大を図ります。特に、区民意識調査の結果、緑に係る活動について関心がある30歳代および40歳代の子育て世代に向け、「北区区民情報メール」にて子育て支援情報として、子どもが参加できる環境学習イベントについて情報発信を行います。



自然ふれあい情報館の情報誌「めだか」と「北区の環境」

- 区内のイベントなどにおいて、北区の環境や生物多様性に関するクイズ・展示、各種助成制度などのチラシの配布や職員による説明などを実施し、緑に対する区民の理解醸成と各種助成制度の更なる利用を推進します。



北区の環境や生物多様性に関するクイズ実施や「北区・子どもの水辺」でのかいぼりの様子

## 2) イベントなどの開催と活性化

- 毎年4月に開催している「区民植木市」では、区内の各家庭の緑化を図ることを目的とし、北区種苗組合の協賛とNPO 法人日本多肉植物の会の協力を得て、ベランダガーデニング講座などを実施しています。また、みどりの協力員によるブース出展も実施しており、今後もより多くの団体との協力により、区民のニーズに対応しつつ、イベントの活性化を図ります。



飛鳥山公園の「区民植木市」における  
苗木などの販売とベランダガーデニング講座

- 「さくら草祭り」は、毎年4月の花の時期に都立浮間公園内の桜草圃場で開催されている、地域のシンボリックなイベントです。終戦後、浮間地区の急激な都市化により絶滅の状態となった桜草を、区民有志の方々が構成する浮間ヶ原桜草保存会が手入れを行い、浮間の名前がついた原種を守り続けています。
- 「自然ふれあい情報館」と「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」では、それぞれより多くの区民の施設利用につなげるため、気候変動や海洋環境など、幅広いジャンルの環境学習講座を実施し、環境啓発を推進します。
- 森林環境譲与税\*を活用し、友好都市などにある森林で緑や生物多様性について学べる体験学習の実施を検討します。



4月中旬～下旬に行われる「さくら草祭り」

### ■ 施策目標

- \* 区民団体などと協働したり、区民ニーズに即した環境に関するイベント内容の充実
- \* 「自然ふれあい情報館」および「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」の来館者数累計：  
増加/2010年度～2018年度 累計：約40万人  
⇒ 2020年度～2028年度 累計：約43万人
- \* 「自然ふれあい情報館」および「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」の年間講座数：  
増加/2018年度91回 ⇒ 2028年度100回
- \* 「自然ふれあい情報館」および「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」における幅広いジャンルの講座実施



## (2) 環境学習の推進と担い手の育成 【重点施策】

### ■ 施策の考え方

区民が緑の価値や地球環境問題、生物多様性などを正しく理解でき、自発的な行動につながるような環境学習の場や機会の充実を図ります。そのために、自然環境に関する学習や啓発、人材育成などを行う環境学習事業の体系化および内容の更なる充実を目指します。

### ■ 施策内容

#### 1) 自然や緑に関する学習機会の増加

- 「自然教室」、「自然ガイド」、「北区環境リーダー養成講座」などの各種環境学習講座を、「自然ふれあい情報館」や「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」などで実施します。また、区内の教育機関や事業者などと連携して、幼児から大人まで楽しみながら自然環境を学べる講座や活動を実施します。



「自然ふれあい情報館」での  
水辺の生きもの観察会



「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」での  
ハーブの摘み取り体験



「北区環境リーダー養成講座」  
における野鳥調査



「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」での  
ビオトープ造成体験

- 公園や、学校のビオトープなどを活用した体験型学習を充実させ、生物多様性の保全をはじめとした、野生生物の生態や正しい付き合い方などを学ぶことができる場や機会の充実を図ります。
- 「北区 eco かるた」を用いた、環境やエコに関する知識や取り組みを勉強できるかるた遊びや、自然環境について工作などの体験を通して学べる「省エネ道場」など、小学生が楽しんで学べる機会を拡充します。



2) 「北区環境リーダー」の体系化と「北区ジュニア環境リーダー」の新設の検討

- 地域の緑化啓発および環境教育の担い手となり、環境学習の人材育成のしくみを支える「北区環境リーダー」の育成を目的に、講座の体系化と人材の発掘に取り組みます。
- 「北区環境リーダー養成講座」は、環境ボランティアの心得と専門知識を習得し、学んだことを実践できる構成になっています。講座の修了生を対象に、繰り返し実践経験を積める指導講座を行うことで、効果的な学習体系を構築します。

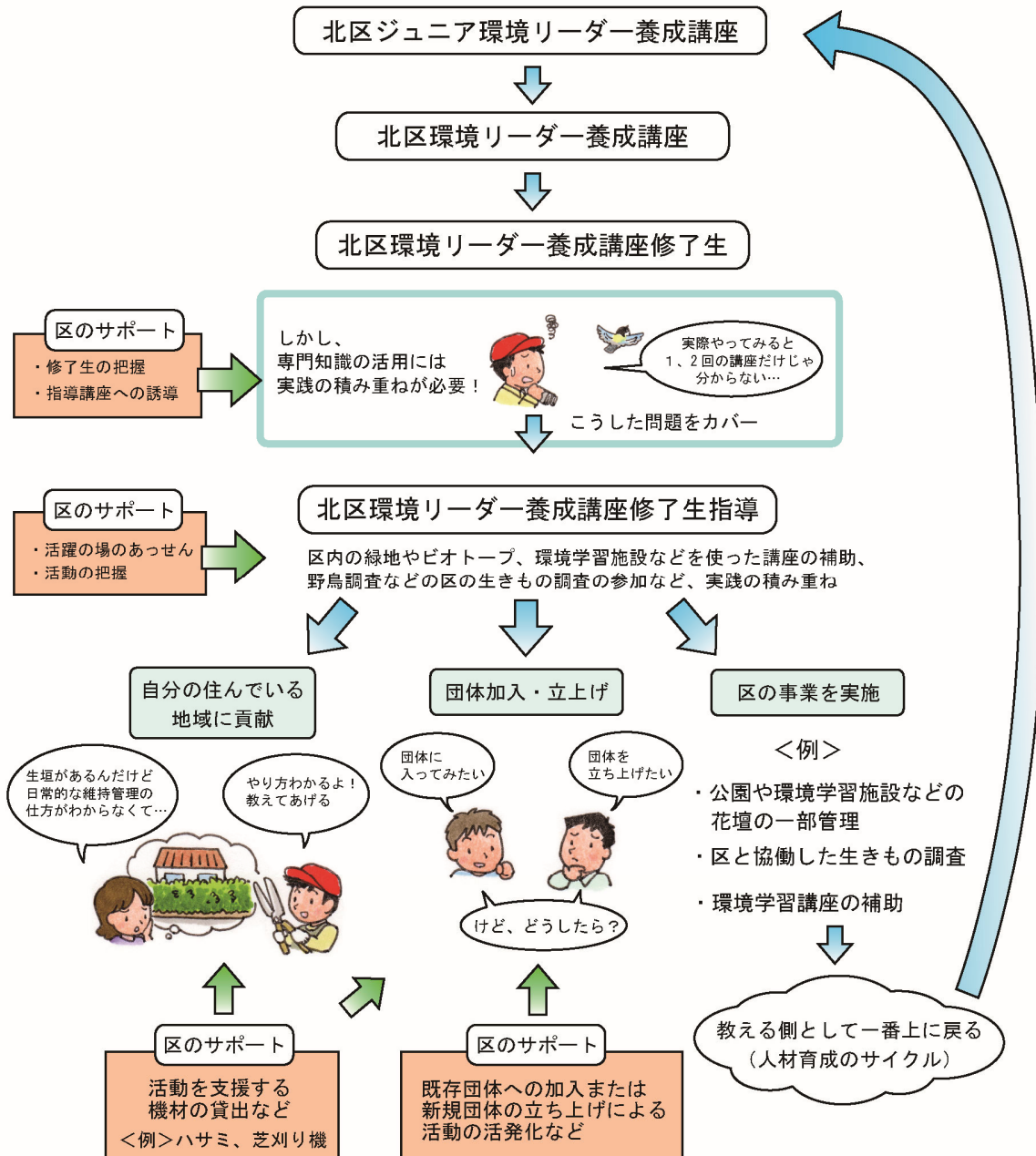


図3-4 「北区環境リーダー」と「北区ジュニア環境リーダー」の人材育成システム

- ・「自然教室」や「北区環境リーダー養成講座」の受講生は小学生までの世代と高齢者が多く、環境学習の担い手育成のためには、中間層の取り込みが課題です。そのために、中学生から高校生を対象にした体験型の環境学習講座を実施する、「北区ジュニア環境リーダー」の新設を検討し、幼少期から継続して環境について学ぶことができる、生涯学習化を目指した仕組みづくりを促進します。
- ・「北区ジュニア環境リーダー養成講座」は、「北区環境リーダー」の活躍の場の1つとしても位置づけ、人材育成のサイクルを形成します。

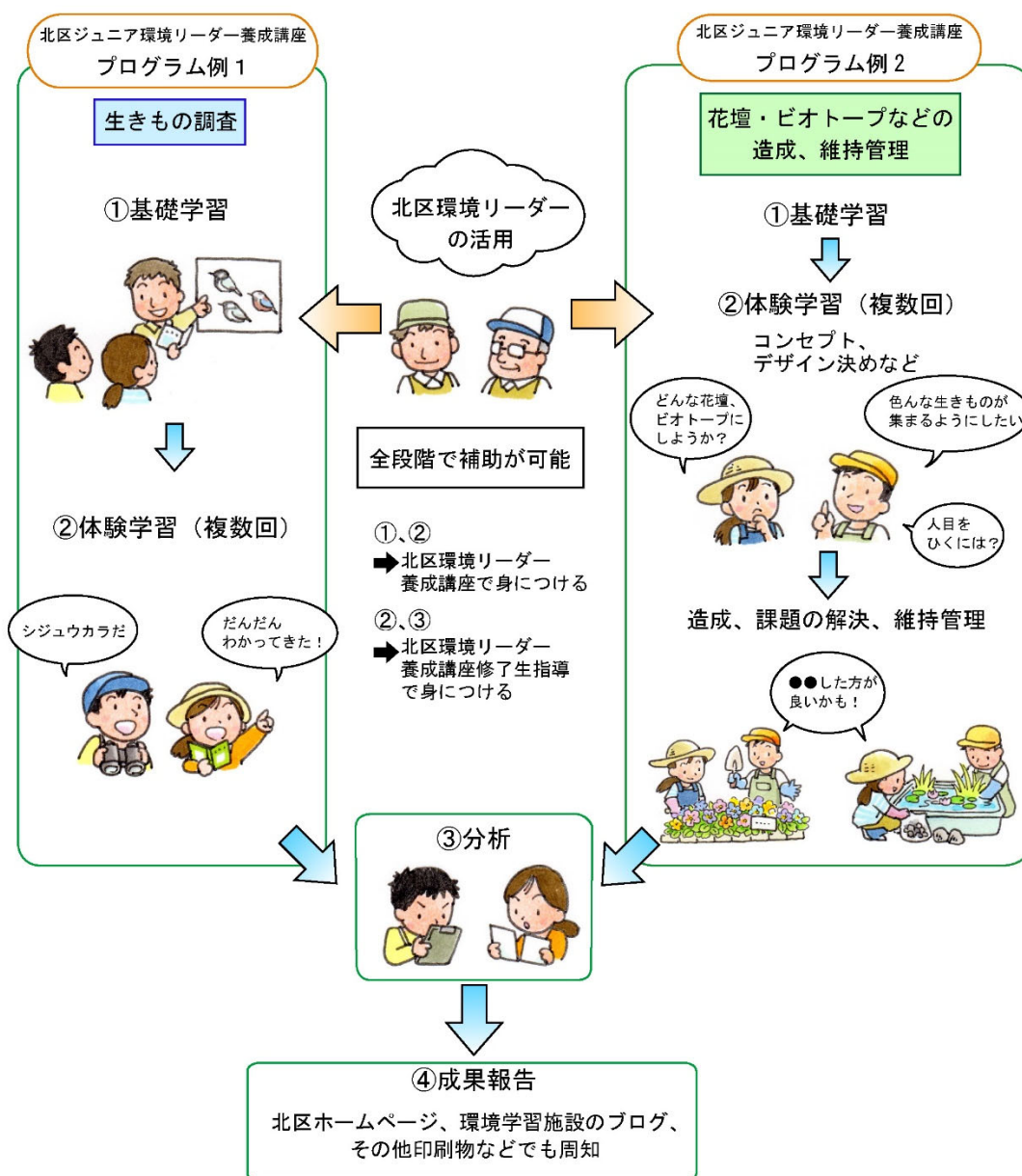


図3-5 「北区ジュニア環境リーダー養成講座」の新設と「北区環境リーダー」の活用

### ■ 施策目標

- \* 「北区環境リーダー」および「北区ジュニア環境リーダー」の体系化と育成
- \* 区民意識調査における「緑や自然環境に関する体験学習などの取り組み」への満足度：  
増加/2019年度：14.7% ⇒ 2029年度：16.7%

### (3) 参加と協力の拡大 **【重点施策】**

#### ■ 施策の考え方

区民、事業者、区が相互に協力することで、より一層充実した緑づくりと環境教育が可能になります。地域の緑化・環境啓発活動を通じて、いきいきとした地域コミュニティが形成され、区民1人ひとりが身近に緑に親しみ、自発的な活動を継続して行うことができるよう支援します。また、緑に関する様々な区民組織の横断的な環境活動の展開と、積極的な緑づくりが行える環境を整備します。

#### ■ 施策内容

##### 1) 緑に関する活動と拡大のためのしくみづくり

- みどりの協定の締結や各種助成制度、緑化推進モデル地区などの指定により、緑に関する活動をしやすいよう、サポートしていきます。緑をめぐる参加活動は、管理の手間や人手、安全性や経費の問題など、様々な難しい側面も存在しているため、そのような障壁をできるだけ少なくしていきます。
- 美化ボランティアや学校、町会・自治会、商店街、企業、NPOなどと協働して、公園や駅前、街路などの花壇の植栽といった地域の緑づくりを広げます。
- 「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」を「北区環境リーダー」の活動拠点として活用したり、地域での緑化活動などの際に区が支援をしたりすることで、活動の拡大を図ります。



瀧野川女子学園による  
上中里駅前花壇の植栽



ガーデニングあすかによる  
飛鳥山公園の花壇植栽



「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」  
でのイベント開催



## 2) パートナーシップの拡大と展開

- 担い手不足が課題である各種ボランティア団体やみどりの協力員といった既存の団体と、緑化・環境啓発活動に興味のある環境学習講座の受講生や「北区環境リーダー」などをつなげるような場を形成します。

- 区では、「北区緑の実態調査」や「北区河川生物生息調査」、「公園内野鳥調査」など、生きものの実態を把握するために調査を行っています。それらの調査を区民と協働して実施することで、体験学習や「北区環境リーダー」および「北区ジュニア環境リーダー」の活躍の場の拡大につなげることを目指します。



「北区環境リーダー養成講座」  
修了生が参加した生きもの調査

- 区内の生きものに関する情報の体系的な保存に努め、生物多様性地域戦略の施策検討や自然観察・体験学習の基礎として活用します。更に大学や民間の調査研究機関、博物館などとの相互のネットワークの強化などを通じて情報を共有するといった、自然環境に関するデータの有効活用策について検討を進めていきます。



北区エコリーダーの会による  
小学校での講座

### ■ 施策目標

- \* みどりの協定の締結数や緑化推進モデル地区の増加
- \* 区民が協働する花壇管理などの箇所数：増加/  
2018年度 93箇所 ⇒ 2028年度 96箇所

## コラム 自然や生きものについて学ぼう！

区内には、「自然ふれあい情報館」、「みどりと環境の情報館（愛称：エコベルデ）」の、2つの環境学習施設があります。環境教育推進の場として様々な環境学習講座を開催しています。ぜひ、足を運んでみて下さい。

### ■「自然ふれあい情報館」

清水坂公園内

北区の昆虫、植物、魚類などを観察するガイドや、遊びながら学べる展示を楽しむことができます。併設する自然観察園には、とんぼ池・田んぼなどがあり、様々な野鳥が訪れ、トンボなどが生息しています。清水坂公園で遊んだ後は、親子で生きものについて学んでみましょう。

#### ●主な環境学習講座

- ・自然ガイド  
「冬越しをする昆虫をさがそう」など
- ・自然教室  
「自然素材でクリスマスリースをつくろう」など



自然観察園の様子

### ■「みどりと環境の情報館（愛称：エコベルデ）」

豊島五丁目団地内

みどりと環境の情報館の愛称である「エコベルデ」は、地元の小学生の応募の中から選ばれました。ベルデはスペイン語で『みどり』という意味があります。北区が環境にやさしい緑の多いまちになるように、という思いが込められています。区民が緑とふれあい、植物の育て方や楽しみ方を学びながら緑への関心を深める施設です。園芸や地球環境に関する教室などを開催しています。自然環境に係る書籍を揃え、夏休みの時期は学習室として開放しています。

#### ●主な環境学習講座

- ・北区環境リーダー養成講座  
「はじめよう ガーデニング」など
- ・自然に関する講座  
「アロマの消臭スプレーづくり」、  
「海の映画上映会」など



寄せ植え講習の様子

また両方の施設で「北区環境リーダー養成講座」入門編、実践編を実施しています。緑や生きもの、環境ボランティアに興味がある方は、ぜひ参加してみてください。（「北区環境リーダー」については、P.86、87に掲載）

両施設の詳細は北区ホームページまたは施設のブログをご覧ください。

